

令和6年2月22日14時00分
近 畿 地 方 整 備 局
国営明石海峡公園事務所

国営明石海峡公園淡路地区においてPark-PFI事業第二弾の公募を2/22から開始！
～質の高い海辺のアウトドア体験ができるエリアの整備・管理運営を担う民間事業者を新たに募集します～

国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーン(兵庫県淡路市)において、バーベキューを中心に質の高いアウトドアライフやスポーツアクティビティを楽しむことのできるエリアの整備に向け、収益施設と周辺の園路、広場等の整備・管理運営を一体的に行っていただく事業者を、公募設置管理制度(Park-PFI)により公募します。

●対象地

国営明石海峡公園淡路地区 海岸ゾーン アウトドア・ベースエリアの一部 (約5.5ha)

●公募設置等指針の交付、募集に関する資料提供

令和6年2月22日(木)から事務所HPにて

<https://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/P-PFI/>

●公募設置等予定者の決定

令和6年秋頃(予定)

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
兵庫県政記者クラブ、神戸市政記者クラブ、神戸民放記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局

国営明石海峡公園事務所

調査設計課長 似田 貝 諭 (にたかい さとし)

建設専門官 山田 敏史 (やまだ さとし)

電話番号:078-392-2992(代)

国営明石海峡公園 淡路地区 海岸ゾーン 第2期 Park-PFI 事業 (概要)

1. 事業の概要

国営明石海峡公園淡路地区海岸ゾーンのうち、アウトドアベースの一部を中心としたエリアについて、公募設置管理制度（Park-PFI 制度）を活用し、質の高い海辺のアウトドアライフやスポーツアクティビティを楽しむことが出来るよう整備を進めるものです。

2. 公募の概要（※詳細は公募設置等指針等をご確認ください。）

■事業内容

- ・公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ・特定公園施設の設計・建設・管理運営業務（整備後、国に財産を譲渡）
- ・利便増進施設の設置及び管理運営業務（任意）
- ・民活対象エリアの管理運営業務（対象地2については、整備の提案を行う場合に限る）

■整備について提案を求める範囲

アウトドアベースに民活対象エリア（約5.5ha）として設定した以下の範囲

- ・対象地1（約4.3ha）：提案必須（バーベキューなどの飲食施設は必須、他は任意）
- ・対象地2（約1.2ha）：提案可能（任意）

■管理運営を求める範囲

- ・対象地1（約4.3ha）：施設整備範囲に限らず、全ての範囲
- ・対象地2（約1.2ha）：対象地2を対象に整備の提案を行う場合は、提案の内容・範囲に限らず、対象地2の全ての範囲（提案をしない場合、国による管理運営を継続）

※上記のほか、シースケープフィールドおよび文化交流ゾーンにおいて、アウトドアベースへの提案に付随したイベント等での一時利用（占有許可・行為許可）に関する提案が可能



図 国営明石海峡公園淡路地区平面図（海岸ゾーン第2期 Park-PFI 事業の範囲）

■事業スケジュール

- ・認定計画の認定の有効期間：認定計画に基づく工事着手から20年
- ・公募対象公園施設及び特定公園施設の供用開始予定：令和8年3月を目途として、公募設置等計画内での提案を踏まえ、国と公募設置等予定者の協議により決定。

3. 主な公募スケジュール

項目	時期
公募設置等指針の交付	令和6年2月22日（木）～
公募設置等指針説明会申込期限	令和6年3月7日（木）
公募設置等指針説明会・現地見学会	令和6年3月14日（木）
参加登録の提出受付	令和6年3月15日（金）～4月22日（月）
質問書受付	令和6年3月15日（金）～4月22日（月）
公募設置等計画の受付	令和6年5月7日（火）～6月24日（月）
公募設置等予定者等の決定	令和6年秋頃

※5月下旬～6月上旬を目途に参加登録者を対象とした現地説明会を開催予定です

（参考）公募設置管理制度（Park-PFI 制度）について

「公募設置管理制度」は、平成29年の都市公園法改正時により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度のことです。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼ばれています。

- ・ 公募対象公園施設：飲食店、売店等の公園施設で、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められる施設。
- ・ 特定公園施設：公園利用者の利便の向上のために設置される園路、広場等の公園施設で、公園管理者との契約に基づき認定計画提出者が設置又は管理を行う施設。
- ・ 利便増進施設：Park-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、広告塔などの施設。

■イメージ

